

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

#### 名古屋市条例第25号

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の一部を改正する条例

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「条例は」の次に「、何人も、障害者に対して、障害を理由とする差別をしてはならないという認識の下」を、「、市」の次に「、市職員」を加える。

第 2条第 1号中「身体障害」の次に「（視覚障害、聴覚障害及び肢体不自由等をいう。）」を、「発達障害」の次に「及び高次脳機能障害」を加え、同条に次の 2号を加える。

(6) 事業者 市内で社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に係る事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。ただし、国、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第 2条第 5号に規定する独立行政法人等、地方公共団体及び同条第

6号に規定する地方独立行政法人を除く。

- (7) 意識のバリアフリー行動 周囲の人からの心ない言葉、偏見、差別、無関心など、障害者に対する意識の障壁を除去するため、誰もが障害及び障害者に関する理解を深めるとともに、障害者の立場に立って考え、必要な行動をとることをいう。

第3条第3号中「利用のための手段」の次に「（高度情報通信ネットワークを利用し、及び情報通信技術を活用するものを含む。）」を加え、「機会が確保される」を「機会が確保され、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができる」に改める。

第4条の見出し中「市」の次に「及び市職員」を加え、同条第1項中「のつとり」の次に「、障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）の参画の下」を加え、同条中第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

- 2 市は、法第10条第1項に規定する地方公共団体等職員対応要領として、名古屋市職員対応要領（以下「対応要領」という。）を定め、市職員が適切な対応をすることができるよう、研修等を通じて周知するものとする。
- 3 市職員は、対応要領を遵守し、率先して意識のバリアフリー行動を実践するものとする。
- 4 市は、障害を理由とする差別の解消に関する施策を効率的かつ効果的に実施することができるよう、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するものとする。

第5条第2項及び第6条第2項中「協力する」の次に「とともに、積極的に意識のバリアフリー行動を実践するよう努める」を加える。

第7条に次の1項を加える。

- 2 市は、事業者による前項の環境の整備を支援するために必要な施策を実施するものとする。

第9条に次の1項を加える。

- 3 合理的配慮の提供に当たっては、障害者が置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための方法について、当該障害者の意向を尊重しつつ、市

及び事業者の事務又は事業への影響の程度、費用又は負担の程度、事務又は事業の規模、財政又は財務の状況及び当該方法が実現する可能性の程度も考慮するとともに、代替措置の選択も含め、市及び事業者並びに障害者の双方の建設的な対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応するものとする。

第12条を次のように改める。

(事業者における適切な対応)

第12条 事業者（市の経営する地方公営企業を含む。）は、法第11条第 1項に規定する対応指針の対象となる事業を行うに当たっては、当該対応指針に即して、適切な対応に努めるものとする。

第13条第 1項中「相談窓口」の次に「（区役所、区役所支所、保健センター及び障害者基幹相談支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第77条の 2第 1項に規定する基幹相談支援センターであって市が設置するものをいう。）に設置された差別相談に対応する窓口をいう。次項及び第 3項において同じ。）」を加え、同条第 2項中「障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）」を「障害者等」に改め、同条第 4項中「事業者」を「市又は事業者（以下「事業者等」という。）」に改め、同条中第 5項を第 6項とし、第 4項の次に次の 1項を加える。

5 市は、差別相談に的確に対応するために必要な人材を育成するものとする。

第15条第 1項中「障害者等は」の次に「、事業者等を相手方とする差別相談に係る事案について」を加え、「差別相談に係る事案が」を削る。

第18条中「事業者」を「事業者等」に改める。

第19条第 1項第 1号中「前条各号」を「同条各号」に改め、同項第 2号及び第 3号中「事業者」を「事業者等」に改め、同条第 2項中「前項」を「前 2項」に改め、同項を同条第 3項とし、同条第 1項の次に次の 1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定による求めがあった場合における同条各号に掲げる者が市であるときは、同項の措置を講ずるよう勧告するものとする。この場合において、勧告を行わないときは、市長はその理由を公表するものとする。

第20条中「市は」の次に「、市職員」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市は、市全体であいサポート運動（障害の有無にかかわらず、全ての人が互いに人格及び個性を尊重し支え合いながら暮らすことのできる社会を目指す運動をいう。）を推進するものとする。

第23条中「手話」の次に「、筆談」を、「文字表示」の次に「、代読、代筆」を、「補助」の次に「、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用」を加える。

第25条中「名古屋市障害者差別解消支援会議」の次に「（以下「支援会議」という。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（調査研究等）

第25条の2 市は、差別相談の事例の分析を行うとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に当たり必要な事項に関する調査研究及び情報収集を行い、支援会議を通じて当該調査研究の成果及びその情報を共有するものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。